

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加することで地域に貢献することを支援するため、介護支援のボランティア活動を推進する事業（以下「シニアいきいき活動ポイント事業」という。）を実施することにより、介護予防を促進しながら、元気な高齢者が地域に貢献できる仕組みを確立し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2 シニアいきいき活動ポイント事業は、高齢者のボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を促進するように配慮した運営を行うものとする。

2 シニアいきいき活動ポイント事業の実施に当たっては、次に掲げる効果を得られるよう努めるものとする。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加等を希望する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護認定者等に対するボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

3 シニアいきいき活動ポイント事業の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない

(実施主体)

第3 シニアいきいき活動ポイント事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、次に掲げる事務については、法人その他の団体に委託することができる。

- (1) 第6の規定による登録等に係る事務
- (2) 第9の規定によるポイントカードの再交付に係る事務
- (3) 第16の規定によるいきいき活動の報告に係る事務
- (4) 第17の規定による事故の報告に係る事務
- (5) 第22の規定による支援金の交付の申請の受付、決定の通知等に係る事務

(対象者)

第4 対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する本市の第1号被保険者のうち、介護保険料の未納又は滞納をしていない者とする。

(いきいき活動)

第5 いきいき活動は、第11に規定する受入施設等において行う次に掲げる活動とする。

- (1) 利用者に対する話し相手、囲碁・将棋の相手等の日常支援活動

(2) 歌、踊り、喫茶の手伝い等の行事支援活動

(3) その他市長が適当と認める活動

(登録の申請等)

第6 いきいき活動を行おうとする者は、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録申請書(様式第1号)により市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当であると認めた者については、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録者名簿(第8第3項において「登録者名簿」という。)に登録するとともに、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)及び茨木市シニアいきいき活動ポイントカード(以下「ポイントカード」という。)を交付するものとする。

3 前項の審査によりシニアいきいき活動ポイント事業の登録者として登録しないことを決定したときは、その旨を茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定により登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、同項の申請書の記載事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録変更・廃止届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

5 前項の変更の届出により、登録証の記載事項に変更があったときは、登録者は登録証を市長に返還し、当該記載事項が変更された登録証の交付を受けるものとする。

6 第4項の規定により登録を廃止した者は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(登録期間)

第7 シニアいきいき活動ポイント事業の登録期間は、第6第2項の規定による登録をした日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第8 シニアいきいき活動ポイント事業の登録は、更新することができる。

2 前項の規定により登録を更新しようとするときは、登録期間が満了する日前60日から当該登録期間が満了する日までの間に、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録申請書に登録証を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の申請があったときは、市長は第6第2項に準じてその内容を審査し、適当であると認めた者については、登録者名簿を更新し、ポイントカードを交付する。

4 前項の審査により茨木市シニアいきいき活動ポイント事業に登録しないことを決定したときは、第6第2項に準じてその旨を申請者に通知するものとする。

(ポイントカードの再交付等)

第9 登録者がポイントカードを破損し、又は紛失したときは、茨木市シニアいきいき活動ポイントカード再交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、ポイントカードの再交付を受けるものとする。この場合において、当該登録者がこれまで受けた第14第1項に規定するポイントシールの再交付はしないものとする。

（登録の取消し）

第10 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 対象者でなくなったとき。
- (2) その他登録を取り消すべき理由があると認めるとき。

（受入施設等）

第11 受入施設等は、市内において第1号から第35号までに掲げるいずれかのサービス若しくは事業を行う施設等又は第36号若しくは第37号に掲げる施設であつて、第12の規定によりあらかじめ市長の指定を受けたもの及び第38号又は第39号に掲げる事業を行う者とする。

- (1) 通所介護
- (2) 介護予防通所介護
- (3) 通所リハビリテーション
- (4) 介護予防通所リハビリテーション
- (5) 短期入所生活介護
- (6) 介護予防短期入所生活介護
- (7) 短期入所療養介護
- (8) 介護予防短期入所療養介護
- (9) 特定施設入居者生活介護
- (10) 介護予防特定施設入居者生活介護
- (11) 認知症対応型通所介護
- (12) 介護予防認知症対応型通所介護
- (13) 小規模多機能型居宅介護
- (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 認知症対応型共同生活介護
- (16) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (17) 地域密着型通所介護
- (18) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (19) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- (20) 看護小規模多機能型居宅介護
- (21) 介護老人福祉施設

- (22) 介護老人保健施設
- (23) 介護療養型医療施設
- (24) コミュニティデイハウス事業
- (25) 街かどデイハウス事業
- (26) いきいき交流広場事業
- (27) いばらきオレンジかふえ（認知症カフェ）事業
- (28) 高齢者活動支援センター事業
- (29) 多世代交流センター事業
- (30) 地区福祉委員会が実施するサロン事業運営事業
- (31) 地区福祉委員会が実施する会食・配食サービス事業
- (32) 地区福祉委員会が実施する敬老会事業
- (33) 児童養護施設
- (34) 地域子育て支援拠点事業
- (35) その他市長が認める事業
- (36) 有料老人ホーム
- (37) サービス付き高齢者向け住宅
- (38) 一般介護予防事業における介護予防普及啓発事業
- (39) 一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業

（受入施設等の申請）

第12 第11第1号から第35号までに掲げるいずれかのサービス又は事業を行う施設等並びに第11第36号及び第37号に掲げる施設のうち、受入施設等の指定を受けようとするものは、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査し、受入施設等の指定について可否を決定し、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等施設指定承認・不承認決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（変更の申請）

第13 受け入れ施設等の指定を受けた者は、第12第1項の申請書の記載事項に変更が生じたとき又は受入施設等の指定を廃止しようとするときは、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定変更・廃止承認申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当であると認めたものについては、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定変更・廃止承認決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（ポイントシールの貼付）

第14 受入施設等は、登録者がいきいき活動を行ったときは、登録証とポイントカードに誤りがないか確認した上で、当該いきいき活動の時間に応じてポイントカードに当該いきいき活動を行ったことを証する茨木市いきいき活動ポイントシール（以下「ポイントシール」という。）を貼り付けるものとする。

2 前項のポイントシールの貼付は、いきいき活動の時間に応じて、概ね1時間当たり1枚とし、1日に2時間以上又は2か所以上の受入施設等でいきいき活動を行った場合であっても、1日2枚を限度とする。

（活動ポイントの付与）

第15 登録者は、別表左欄に掲げるポイントシールの枚数に応じ、同表中欄に掲げる活動ポイントの付与を受けるものとする。

（いきいき活動の報告）

第16 受入施設等は、いきいき活動を受け入れたときは、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業ポイント付与・受入状況報告書（様式第10号）にいきいき活動の実績を記載し、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、上半期分（4月分から9月分まで）及び下半期分（10月分から翌年2月分まで）について、それぞれ市長が別に定める期間に行うものとする。

（事故の報告）

第17 受入施設等は、いきいき活動中に事故があったときは、速やかに茨木市シニアいきいき活動ポイント事業事故報告書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

（受入施設等の取消し）

第18 市長は、受入施設等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該受入施設等の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により受入施設等の指定を受けたとき。
- (2) 不正な行為を行ったと認められたとき。
- (3) 第16の規定によるいきいき活動の受け入れの報告を怠ったとき。
- (4) 第17の規定による事故の報告を怠ったとき。
- (5) その他市長が取り消すべき理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により受入施設等の指定を取り消したときは、茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定取消決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により指定を取り消された受入施設等が市に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として請求することができる。

（ポイントシールの有効期間）

第19 ポイントシールの有効期間は、ポイントシールの付与を受けた日の属する年度

の2月末日までとする。

(譲渡の禁止)

第20 登録者は、ポイントカード、ポイントシール又は登録証を他人に譲渡してはならない。

(支援金)

第21 いきいき活動を行った登録者は、活動ポイントに応じた支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を受けることができない。

- (1) 対象者でなくなったとき。
- (2) 活動ポイントが10ポイント未満であるとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により活動ポイント又はポイントシールを取得したとき。
- (4) その他市長が交付することが適当でないとしたとき。

(支援金の交付の申請等)

第22 支援金の交付を受けようとする者は、茨木市シニアいきいき活動ポイント支援金交付申請書兼請求書（様式第13号）にポイントカードを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の交付の申請は、上半期（4月1日から9月30日まで）及び下半期（10月1日から翌年の2月末日まで）の2回に分けて行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて支援金の交付を決定し、申請者に茨木市シニアいきいき活動ポイント支援金交付決定通知書（様式第14号）により通知する。

4 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者に支援金を交付するものとする。

(支援金の額)

第23 交付する支援金の額は、別表中欄に掲げる活動ポイントに応じ、同表右欄に掲げる額とする。

(支援金の返還)

第24 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第25 この要綱に定めるもののほか、シニアいきいき活動ポイント事業の実施につい

て必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市シニアいきいき活動ポイント事業実施要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第13に規定する受入施設等の指定の変更の申請その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表（第15、第23関係）

ポイントシール	活動ポイント	支援金
1枚から9枚まで	0ポイント	0円
10枚から19枚まで	10ポイント	1,000円
20枚から29枚まで	20ポイント	2,000円
30枚から39枚まで	30ポイント	3,000円
40枚から49枚まで	40ポイント	4,000円
50枚以上	50ポイント	5,000円

様式第1号 (第6関係)

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録申請書

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

(フリガナ) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	Ⓜ		
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)		
住 所	〒		
電 話 番 号	- - -		
介 護 保 険 被 保 険 者 番 号			

介護保険被保険者番号の記載がない場合は、市長が私の被保険者台帳を照会することに同意します。

また、上記申請内容に間違いがないことを誓約します。

氏 名 _____ Ⓜ

登 録 番 号 _____

確 認 日	/	担 当 者
-------	---	-------

様式第2号 (第6関係)

(表)

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録証	
登録番号	
ふりがな	
氏 名	

(裏)

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業	
～活動のところがまえ～	
<ul style="list-style-type: none">・ 相手の立ち場になって考え行動しましょう・ 活動時間や活動先のルールを守りましょう・ 約束やプライバシーを守りましょう・ 無理をせず取り組みましょう	
※必ずこの登録証を付けて活動してください。	
ポイントシールを付与するときに、本人確認のため必要となります。	

様式第3号 (第6関係)

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった茨木市シニアいきいき活動ポイント事業の登録について、次の理由により不承認と決定しましたので通知します。

(理由)

平成 年 月 日

茨木市長



様式第4号 (第6関係)

平成 年 月 日

(届出先) 茨木市長

住所
氏名 ㊟

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業登録変更・廃止届出書

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業の登録変更・廃止について、次のとおり届け出ます。

変更・廃止の理由			
(フリガナ) 氏名 ㊟		性別	男・女
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (歳)		
住所	〒		
電話番号	— —		
登録番号			

様式第5号 (第9関係)

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

茨木市シニアいきいき活動ポイントカード再交付申請書

次のとおりポイントカードの再交付を申請します。

破損・紛失の 年 月 日	平成 年 月 日		
破損・紛失の 事 由			
(フリガナ) 氏 名	Ⓜ	性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)		
住 所	〒		
電 話 番 号	— —		
登 録 番 号			

様式第6号（第12関係）

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

団体名

代表者

印

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定申請書

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業におけるいきいき活動の受入施設等として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

受入施設等の種別	
受入施設等の名称	
受入施設等の住所	
いきいき 活 動 内 容	<p>1 日常支援活動 話し相手、囲碁・将棋の相手等</p> <p>2 行事支援活動 歌、踊り、喫茶の手伝い等</p> <p>3 その他 ()</p> <p>※詳細は、別紙「シニアいきいき活動依頼申込書」 に記入してください。</p>

様式第7号 (第12関係)

茨木市指令 第 号

住 所
団体名
代表者 様

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定承認・不承認決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった茨木市シニアいきいき活動ポイント事業におけるいきいき活動の受入施設等の指定を承認・不承認決定しましたので、次のとおり通知します。

1 指定内容

指定年月日	平成 年 月 日
指定番号	
受入施設等の名称	
いきいき活動内容	1 日常支援活動 話し相手、囲碁・将棋の相手等 2 行事支援活動 歌、踊り、喫茶の手伝い等 3 その他 ()

2 不承認の理由

※住所、活動内容等の変更又は受入施設等の指定の廃止の場合には、速やかに茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定変更・廃止承認申請書を提出してください。

平成 年 月 日

茨木市長



様式第8号 (第13関係)

平成 年 月 日

(申請先) 茨木市長

住 所
団体名
代表者

印

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定変更・廃止承認申請書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市シニアいきいき活動ポイント事業におけるいきいき活動受入施設等の指定について、内容を変更・廃止したいので、次のとおり申請します。

変更・廃止年月日	平成 年 月 日
変更内容 (指定内容の変更の場合のみ)	
変更・廃止の理由	
指定年月日	平成 年 月 日
指定番号	

様式第9号 (第13関係)

茨木市指令 第 号

住 所
団体名
代表者 様

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業
受入施設等指定変更・廃止承認決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった茨木市シニアいきいき活動ポイント事業におけるシニアいきいき活動の受入施設等の指定の内容の変更・廃止について承認しましたので、次のとおり通知します。

変更・廃止年月日	平成 年 月 日
指 定 番 号	
変 更 内 容	

平成 年 月 日

茨 木 市 長



様式第10号（第16関係）

平成 年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
団 体 名
（指定番号 ）
代 表 者 ⑩

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業ポイント付与・受入状況報告書

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業のポイント付与及び受入の状況について、次のとおり報告します。

ポイント付与状況

付与期間	期首のシール 保有枚数 (A)	期末のシール 保有枚数 (B)	半期シール付与枚数 (A) - (B)
平成 年 4月1日～9月30日 (上半期)	枚	枚	枚
平成 年 10月1日～2月末日 (下半期)	枚	枚	枚

受入状況

受入期間	受入延べ人数
平成 年 4月1日～9月30日 (上半期)	人
平成 年 10月1日～2月末日 (下半期)	人

担当者： _____

様式第11号 (第17関係)

(報告先) 茨木市長

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業事故報告書

住 所
団 体 名
(指定番号)
代 表 者

㊞

事故発生 年月日及び時刻		平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分			
いきいき活動登録者	(フリガナ) 氏 名	登録番号			
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女	
事故の状況					
行った処置					
搬入病院			随行者		
搬入時間	午前・午後 時 分				
緊急連絡先	氏名			続柄	
	住所				
	電話				
備 考					

担当者： _____

様式第12号（第18関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団体名
代表者 様

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業受入施設等指定取消決定通知書

茨木市シニアいきいき活動ポイント事業におけるいきいき活動の受入施設等の指定を次のとおり取り消しましたので通知します。

取消年月日	平成 年 月 日
指定番号	
取消理由	

平成 年 月 日

茨木市長



(申請先) 茨木市長

茨木市シニアいきいき活動ポイント支援金交付申請書兼請求書

次のとおり茨木市シニアいきいき活動ポイント支援金の交付を申請し、及び請求します。

(フリガナ)				
氏 名	⑩			
生 年 月 日	明治・大正・昭和	年	月	日 (歳)
住 所	〒			
電 話 番 号	— —			
登 録 番 号				
支援金の交付申請に必要なときは、私の介護保険料の納付状況について、茨木市長が被保険者台帳で確認することに同意します。				
氏 名 ⑩				
蓄 積 ポイント数				ポイント
交 換 希 望 ポイント数				ポイント
差 引 残 ポイント数				ポイント

支援金の交付を決定したときは、次の口座へ振り込んでください。

振込先口座 (申請者名義)	金融機関名	銀行 金庫 農協	店 名	本店 支店 出張所
	預金種別	普通 ・ 当座		フリガナ
	口座番号 (左詰め)			口座名義

※この申請書兼請求書には、茨木市シニアいきいき活動ポイントカードを添付すること。

※市確認欄	介護保険料の未納・滞納の有無
	有 ・ 無

(注) ※印欄は記入しないでください。

様式第14号（第22関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市シニアいきいき活動ポイント支援金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった茨木市シニアいきいき活動ポイント支援金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

介護保険 被保険者番号	
氏 名	様
蓄積ポイント数	ポイント
交換ポイント数	ポイント
支援金交付決定額	円
差引ポイント残数	ポイント

平成 年 月 日

茨 木 市 長

印